

- ※ 15名の方から、29件のご意見をいただきました。
- ※ とりまとめの都合上、内容により集約させていただいております。

《ご意見への対応方法の分類》

- I: ご意見については、重要なことと認識しているが、その趣旨についてはすでに本文に記述しているため、今後の技術研究開発等にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきますもの
- II: ご意見の趣旨等について、本文への記述を行っているが、追記することにより内容の拡充等を図るもの。
- III: 個別の施設整備や他省庁との連携を要する施策に対する意見等であり、計画には、記述内容を追加しないが、今後の施策の参考とさせて頂くもの

該当箇所	計画(素案)に対する御意見	御意見に対する考え方	対応方法の分類
①全般	1 計画の具体的な目標を示すべきとの御意見	目標を定め、計画を推進することについては、重要なことと認識しており、主にP14『第2章2-1 2. (1)社会ニーズ及び技術シーズの的確な把握による技術研究開発対象の設定』において、「計画期間内における短期・中期的な達成目標」や「計画期間を超えた長期的な達成目標」を適宜明らかにしていくこと、P19『2-2重点プロジェクトの推進』において、重点プロジェクトの具体的な取組について、実施体制を確立の上で推進していくこと、また、P44『第6章技術基本計画のフォローアップ』において、本計画で示した内容について、具体的な取組に係る達成目標を明らかにし、その実施状況を把握し、適切に評価を行い、必要な改善を図ることが必要であることを記述しています。今後、重点プロジェクトを始めとする各取組において、事業・施策と連携し、具体的な目標を定め推進していくこととしております。	I
②取り組むべき技術研究開発	2 海洋資源開発や海洋再生可能エネルギーに関する技術研究開発を記述すべきとの御意見(2件)	海洋資源開発や海洋再生可能エネルギーについては、技術政策に関する重要な課題と認識しており、P22「IV 海洋フロンティアプロジェクト」やP54『海洋再生可能エネルギーの有効利用に関する技術開発』において関連事項について記述しているところであり、今後の技術研究開発にあたり、いただいたご意見を参考とさせていただきたいと思っております。	I
	3 住宅に関する以下の御意見。(5件) ・既存木造の維持管理(診断・補修)技術の開発をすべき ・価値保存ではなく、価値向上に向けての技術と評価をすべき ・地域産材の都市圏での利用拡大と再生可能な森林からの地域産材認証の拡充支援の希望 ・住宅のエネルギー使用の見える化と削減、及び制御に対する支援の最大化及び評価システムと評価手法の普及化に対する講習会実施の拡充の希望 ・伝統的木造軸組の構法の粘り強い構造の評価と建築基準への反映をすべき ・木造建築物の建設を推進するため、必要な技術開発をすべき	木造住宅に関する技術研究開発(強度評価、維持管理、低炭素社会等に向けた利用促進)については、技術政策に関連する重要な課題と認識しており、ご意見を踏まえて、P16「第2章2-1 3. (2)持続可能で活力ある国土・地域の形成と経済活性化」において、『循環型資源である木材を利用した建築物等の技術研究開発を進める。』ことを追記しています。	II

該当箇所	計画(素案)に対する御意見	御意見に対する考え方	対応方法の分類
②取り組むべき技術研究開発	4 身体にハンディキャップを持つ人達の立場を考慮したまちづくりが必要であり、高齢者や、妊婦や、子供達の生存環境を考慮したまちづくりも同時に必要との御意見	身体にハンディキャップを持つ人達の立場を考慮したバリアフリー環境の整備については、重要なことであると認識しており、ご意見を踏まえて、P16「(1)安全・安心の確保」において、『人・モノ・サービスの交流の基盤である交通・輸送システムについては、人口減少・少子高齢化等の社会変化や高齢者、障害者等の移動にあたって身体の機能上の制限を受ける者の社会参加の推進にも柔軟に対応するとともに、ITS(高度道路交通システム)を始めとする最新のICT等を活用した取組や、保安も含めた安全性・信頼性・効率性の確保及び更なる向上に資する取組の中での技術研究開発を進める。』ことを追記しています。	II
	5 国民の安全・安心の確保、ならびに経済活動の持続性の観点から、地震リスク診断技術の高度化、普及、企業や事業体への奨励及び地震リスク診断手法の統一化と標準化を推進し、地震国である我が国発の国際標準化を図り、地震の脅威に苦しむ各国の安全確保に貢献すべきとの御意見	地震リスク診断については、国民の安全・安心の確保やBCPの点から、重要であると認識しており、P15『第2章2-1 3. (1)安全・安心の確保』において、関連事項について記述しているところであり、今後の技術研究開発にあたり、いただいたご意見の参考とさせていただきます。	I
	6 観光立国を進める上で、必ずしも十分とは言えない街なみ景観の向上、評価手法等に関する技術開発をすべきとの御意見	街並み景観の向上や景観を評価する手法の技術開発については、重要であると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、P16「2-1 3. (2)持続可能で活力ある国土・地域の形成と経済活性化」において、『生物多様性をはじめとする我が国の貴重な自然環境及び豊かな生活環境の保全・再生や良好な景観形成のために必要な取組に資する技術研究開発を進める。』ことを追記しています。	II
	7 高齢者等の街なか居住における生活の便利性を向上させる、歩道の拡張や道路のバリアフリー化が進む技術開発をすべきとの御意見	高齢者等が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要であると認識しております。いただいた御意見を踏まえ、「人優先」の考え方を基本とした交通安全対策やバリアフリー化を推進する際の参考とさせていただきます。	III
③技術研究開発の推進施策	8 建設業等の研究開発費の数値目標を掲げ、その引き上げを図るべきとの御意見	建設業における研究開発の促進については、重要なことと認識しており、主に「2-3. 技術研究開発の推進施策 1. (1)民間企業の役割」において、民間企業が担うべきまたは期待する役割を記述し、さらに、「2-3 2. (2)具体的な取組①」において、技術研究開発助成等を推進していくことを記述し、産学等による技術研究開発の研究開発の促進を促すこととしています。民間企業における研究開発投資については、経営状況を鑑み、各々の企業において判断がなされるものであることから、具体的な数値を目標を定めることは困難ですが、左記のご意見を踏まえ、P27「2-3 2. (2)具体的な取組①技術研究開発助成等の推進」において、『大学や民間企業による優れた技術研究開発を奨励し、加速する取組として、技術研究開発助成等について、必要な拡充を行うことなどにより推進する。』ことを追記しています。	II
	9 民間企業の知見、経験、技術力を活かすため、政府調達においても企画競争、競争的対話を促進すべきとの御意見	民間企業の知見、経験、技術力を活かすための発注方式のあり方についても、重要であると認識し、主にP27「④新たな調達方式の活用～」において、PPP/PFIや性能発注方式の活用について記述しています。いただいたご意見を踏まえ、P27「④公共調達方式における民間技術力の活用～」において、『公共調達において、民間企業等の技術力や工夫を有効に活用する仕組みである、PPP/PFI、企画競争、性能発注方式等を活用し、より一層、民間企業等による技術研究開発を促進する』ことを追記しています。	II

該当箇所	計画(素案)に対する御意見	御意見に対する考え方	対応方法の分類
③技術研究開発の推進施策	10 公共交通については、公共性・必要性が高く、またネットワークであるために整合性の要求も高いにもかかわらず、道路以上に情報基盤整備が行われていないため、特に重点的な整備が必要との御意見	現在、モーダルシフト促進への取り組みとして、新しい交通システムの安全性評価等を行うとともに、公共交通の導入に伴う交通流の影響予測を実施しております。今後、更なるモーダルシフトの促進を図るための公共交通情報基盤の整備・活用に係わるご意見として今後の参考とさせていただきます。	Ⅲ
	11 デジタル道路地図の拡張等により自転車・徒歩の現状を表現可能な道路データ基盤を整備し、道路管理者や県警に、規制や設備の整備状況のデータ化・公開を義務付けるといった、自転車・徒歩に関する道路情報基盤の整備・活用を行政が主導し、民間活力による交通改善を促すことが必要との御意見	自転車は都市内交通体系の重要な手段となっており、その事故対策等のため、関係機関と連携して、道路空間の再配分などによる安全で快適な自転車ネットワーク整備等のハード対策、自転車利用促進策等のソフト対策を推進しているところであります。また、ご指摘の道路情報基盤の整備等に関しては、国土交通省道路局と警察庁交通局が共同で開催した「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」の提言(平成24年4月5日)において、自転車の利用促進策の例として、住民との協働による走りやすい路線等を掲載した自転車マップの作成が挙げられているところであります。ご指摘の点についても、地域の活動を支援する中で必要に応じ検討を行い、引き続き、関係機関と連携して安全で快適な自転車利用環境の創出に関する技術開発を行ってまいります。	Ⅲ
	12 「関係省庁や地方公共団体、産学が整備・運用しているデータも積極的に利活用する」と、もう一步踏み込んだ協同内容とすべき、さらにこれに対応する具体方策として「関係省庁や地方公共団体、産学が整備・運用しているデータを積極的に利活用するための研究開発」という課題名で「複数の組織で整備・運用されている情報の相互運用性に関する要素技術を研究開発し、運用システムの構築を進める。」ことを記載すべきとの御意見(2件)	関係機関等において、すでに整備・運用されているデータを最大限、有効活用は、行政の効率化の面からも非常に重要であると認識しており、ご意見を踏まえ、P15「多様な主体の協力、推進体制の確保」の文末において、『また、関係省庁や地方公共団体、産学が整備・運用しているデータの有効活用についても積極的に取り組む』ことを追記しています。 また、データの相互運用については、重要であると認識しているところでありますが、データの相互運用のためには、他機関にもデータを整備・公開してもらう必要があり、それを支援するなどの技術開発を行っているところであり、これに関する技術研究開発であることを明確化するために、P55の「技術研究開発課題名」及び「内容」について修正・追記しています。  なお、地理空間情報の相互利用のデータ形式としては、政府として地理情報標準の普及が進められております。	Ⅱ
④新技術と既存技術の効果的な活用	13 情報通信機器について、民間等で活用されている技術や製品の積極的な導入をすべきとの御意見	国土交通省で整備する情報通信機器については、情報通信技術の進展を踏まえ、これまでも新たな技術の活用を図ってきたところであります。ご指摘を踏まえ、安全性、経済性等の優位性を確認した上で、民間等で活用されている技術等の活用を一層図っていく必要があると認識しております。いただいたご意見を踏まえ、P32(3)「他分野及び民間等の技術の活用」において『例えば、民間企業による衛星や航空機によるリモートセンシング技術や高精度の画像分析処理技術、マッピング技術などのICTは急速な技術向上を果たしてきており、このような他分野・他省庁の・・・』と追記しています。	Ⅱ
⑤人材育成	14 維持管理技術に関する人材育成や制度整備、建設業の熟練技能者の不足の懸念から基礎的な技術・技能の習得プログラムを確立・公開、技術・技能レベルの評価手法等、人材育成に関する技術開発をすべきとの御意見(2件)	産学官における技術者の人材育成については、重要であると認識しており、P39「②行政部局による産学の人材育成」やP40「②研究機関等による産学官の人材育成」にて、育成方策を記述しています。いただいたご意見を踏まえ、P39「②行政部局による産学の人材育成」において、『公共施設の維持管理・修繕を行う民間企業の技術者が、高齢化又は減少している状況に対し、地方公共団体と連携し、業務体制の見直し、生産性の向上及び人材の確保等を進める。その際、必要な技術・技能の習得手法を確立することや各種の技術者資格制度を活用する取組を進める。』ことを追記しています。	Ⅱ

該当箇所	計画(素案)に対する御意見	御意見に対する考え方	対応方法の分類
⑥その他	15 通学路におけるガードレール設置に関するご意見	<p>通学路における交通安全の確保は重要であると認識しており、道路管理者、学校、警察が連携し対策を推進しているところです。</p> <p>バリアフリー法においては、車椅子が通ることができる程度の幅を確保することは努力規定であり、必ずしもすべての道路で義務付けられたものではありませんが、ガードレールを設置するためには、沿道との出入り口の調整や歩行空間の確保などが必要であり、設置が難しい場合があります。</p> <p>通学路の安全を確保する方法として、路面に凸部を設けたり(ハンプ)、部分的に車道の幅を狭くする(狭さく)ことにより、自動車の速度を減速させる対策を実施している地域もあります。また、路面標示や路肩のカラー化等により、ドライバーに注意を促す事例も多く実施されています。</p> <p>そのため、<u>地域の方々、道路管理者、学校、PTA、警察等の関係者が十分に相談し、効果的な安全対策を実施することが重要であり、各地域の対策が進むよう支援して参りたいと考えております。</u></p> <p>(P)</p>	Ⅲ
	16 自転車専用道路や駐輪場・駐車場の設置を促進すべきとの御意見	<p>自転車は都市内交通体系の重要な手段となっており、その事故対策等のため、関係機関と連携して、道路空間の再配分などによる安全で快適な自転車ネットワーク整備等のハード対策等を推進しているところであり、また、自転車利用環境を創出し、自転車利用を促進するうえで、駐輪場を整備することは重要と認識しており、社会資本整備総合交付金により駐輪場整備を支援しているところがあります。</p> <p><u>御意見を踏まえ、引き続き、関係機関と連携して安全で快適な自転車利用環境の創出に関する技術開発を行うとともに、駐車施設の効果的な整備や利用施策について、継続的に検討を行ってまいります。</u></p>	Ⅲ
	17 車のスピード出しすぎ防止のためのハンプ・狭さくの設置やスクールゾーンの進入禁止時間帯に車が進入できないよう、物理的に進入不可にする、または、侵入車は罰金を徴収するシステムを作るべきとの御意見	<p>生活道路においてハンプ・狭さくを設置することは速度抑制対策として効果的な交通安全対策の1つであると認識しております。<u>御意見を踏まえ、速度抑制対策の推進を引き続き図って参りたいと考えております。</u></p>	Ⅲ
	18 道路緑化のために、街路樹や緑の公園を増やすべきとの御意見	<p>道路における緑化は、道路利用者等への快適な空間の提供、景観の向上、地球温暖化対策等の観点から重要であると考えており、街路樹の整備等の道路における緑化を積極的に推進しております。<u>御意見を踏まえ、引き続き、道路の緑化に取り組んでいきます。</u></p>	Ⅲ
	19 アイドリングストップを強制化すべきとの御意見	<p>無駄なアイドリングを避ける等エコドライブを推進することは重要であると認識しており、<u>今後も、関係省庁とも連携しながら、エコドライブの推進を図って参りたいと考えております。</u></p>	Ⅲ

該当箇所	計画(素案)に対する御意見	御意見に対する考え方	対応方法の分類
⑥その他	20 広く、各分野の視点が必要となることから、「人文社会科学」という表現を「人文社会科学等」とすることが望ましいとのご意見	広く、各分野の視点が必要となるということについては、重要なことと認識していますが、ご指摘の箇所(P43上から2行目)において、人文社会科学を明記しているのは、自然科学に対する必要な視点として明記しており、その他の科学領域は想定されないため、特段の修正は行いません。	Ⅲ
	21 交通流対策、電気自動車の普及促進等に関するご意見 ・電気自動車の普及促進。 ・GPSやETCなどを利用した都心に流入する車に対する環境税の導入 ・道路混雑時にガソリン車の流入台数制限 ・広告宣伝のみのためのトラックの流入禁止 ・車より歩行者のほうが多い、渋谷駅前の休日歩行者天国化 ・消費税増税に伴い、自動車重量税・自動車取得税の減免の廃止 等	道路の交通流対策として、道路混雑を解消し円滑な道路交通を確保するために、バイパスや環状道路の整備等の交通容量拡大施策と併せて、交通需要マネジメント(TDM)施策等の導入を図るなど、総合的な取組を実施しております。 引き続き、上記の施策等を実施し、交通流対策によるCO2発生抑制に取り組んでいきます。  電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及を促進することは重要であると認識しており、今後も、各種施策により、関係省庁とも連携しながら、電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及を図って参りたいと思います。	Ⅲ
	22 「車を所有していなくても生活にさほど不便を感じることはない社会」を目指したコンパクトシティ化の促進、歩行者が安心して歩ける歩道の整備をすべきとの御意見	国土交通省においては、少子高齢化社会等の対応のために、コンパクトシティの実現に向け、都市・地域総合交通戦略等の各種施策を推進しているところであります。今後の施策推進に当たり、いただいたご意見を参考とさせていただきます。	Ⅲ